



AGAROOT
ACADEMY

短答知識完成講座著作権法

- 主に「著作物」を保護して文化の発展を目的とするのが著作権法
- 「著作物」（2条1項1号）
 - 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの
- 著作物の種類については10条1項が例示
 - 言語の著作物，音楽の著作物，舞踊の著作物，美術の著作物，建築の著作物，図形の著作物，映画の著作物，写真の著作物，プログラムの著作物
 - 特殊なものとして，二次的著作物，編集著作物，データベースの著作物，共同著作物
- 著作物性が争われることが多い。

著作者・著作権者

- 「著作者」：著作物を創作する者（2条1項2号）
 - 職務著作の場合は法人等が著作者となる可能性（15条）
- 著作者は、①著作者人格権と②著作権を取得（17条1項）
 - 映画の著作物の場合、映画製作者が著作権を取得する可能性（29条1項）

著作者人格権

- 公表権，氏名表示権，同一性保持権

著作権（著作物の利用の禁止権というイメージ）

- 複製権，上演権・演奏権，上映権，公衆送信権等，口述権
- 展示権，頒布権，譲渡権，貸与権
- 翻案権等，二次的著作物に関する原著作者の権利

権利制限（30条～47条の9）

- 私的使用のための複製（30条）
 - 個人的使用等を目的とするときは、その使用する者による複製を許容
- 引用（32条）
 - 公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で、公表された著作物の引用を許容
- ただし、著作権制限規定により複製等が許される場合であっても、その後目的外使用等を行ったときは、複製権侵害等とみなされる（49条）